

**佐賀市の魅力あふれる
“いいモノ”を応援します！**

**『いいモノさがし』認定制度
～申請の手引き～**

佐賀市 農業振興課

目 次

『いいモノさがし』認定制度の概要	1
認定申請書の記載方法	3
『いいモノさがし』認定についてのQ&A	7
『いいモノさがし』認定基準	8

『いいモノさがし』認定制度の概要

『いいモノさがし』認定制度の目的は？

佐賀市の北部中山間地域から南部平坦地域まで豊かな自然の中で生産される農林水産物を用いて製造された「農林水産加工品」を、佐賀市6次産業化特産品として認定し、市内外の消費者に対して広くPR活動を展開することにより、販路拡大につなげ農林漁業者の所得向上を図るとともに、佐賀市の魅力を全国に発信し、イメージアップを図ることを目的とします。

認定の対象となるものは？

佐賀市産の農林水産物等を主たる原料として活用し、原則として佐賀市内で製造された農林水産加工品です。ただし、佐賀市内で加工する技術やノウハウがない場合には、市外で製造された農林水産加工品も対象となります。

認定申請の対象者は？

佐賀市に住所を有する農林漁業者「個人」「法人」又はそれらの者で構成された「生産者グループ」「団体」による申請とします。

どのように認定するの？

『いいモノさがし』の認定を受けようとする方は、募集期間内に『いいモノさがし』認定申請書を提出する必要があります。『いいモノさがし』認定基準に基づき、認定申請の内容について『いいモノさがし』認定委員会で審査を行います。その結果を受けて、市長が認定します。

認定基準とは？ P 8 参照

『いいモノ』さがし認定基準として、10項目を定めています。

認定されるとどうなるの？

市の広報や専用パンフレット、ホームページなどに商品が掲載され、全国に向けて商品がPRされます。市の重点PR商品として位置づけられ、商談会出展など、販路拡大の支援を受けられます。

認定委員会って？

『いいモノさがし』認定制度実施要綱に基づき設置した『いいモノさがし』認定委員会には、各分野の代表者7名以内が委員として就任し、厳しい視点からの審査を行います。

認定までの全体的な流れは？

※令和8年度の予定

申請の受付

(佐賀市農業振興課 地産地消推進係)

6月30日【必着】



申請内容の確認

(佐賀市農業振興課 地産地消推進係)



申請内容の審査

(『いいモノさがし』認定委員会)

7月下旬～8月上旬 (予定)



認定品の決定

(市長)

8月下旬 (予定)



認定証授与式

9月下旬～10月上旬 (予定)



商談会ならびに催事販売

2. 申請品の概要

◇商品に関する基本情報をお教えてください

①商品名	(ふりがな)				
②内容量					
③賞味(消費)期限	製造から				
④販売単価(税込)					
⑤保存方法	1. 常温 2. 要冷蔵 3. 要冷凍 (いずれかに○)				
⑥販売開始年					
⑦販売可能時期	1. 通年 2. ()月～()月 (いずれかに○)				
⑧生産等の能力	/年				
⑨主な原材料 (調味料を除く)	原材料	生産者 (製造者)	産地 (原産地)	使用割合(%)	
⑩食品添加物 (すべて記載)	品名	用途名		使用割合(%)	
⑪販売実績・計画 商品の販売先と予定先 及び販売目標額について 記載してください。	現在の販売先				
	販売予定先 (ターゲット)	〔該当する全ての項目に○〕			
		1. 佐賀市内 2. 佐賀県内 3. 関西都市圏 4. 関東都市圏 5. 海外 6. その他()			
		〔具体的な名称〕			
	2年前 【 年度】 (実績)	1年前 【 年 度】 (実績)	当年 【 年 度】 (見込み)	2年次 【 年 度】 (計画)	3年次 【 年 度】 (計画)
千円	千円	千円	千円	千円	
⑫今後の計画(販売計画を達成するための販売戦略等についてご記入ください。)					
・ターゲットとしている消費者層など流通販売における考え方を記入してください。					

⑬申請品のアピールポイント（申請品の機能、特長、こだわり等をわかりやすくご記入ください。）

- ・申請品のデザインやネーミングにおける工夫や特長があれば記入してください。
- ・品質、機能（味や栄養、保存性など）について、その特長や他の商品との違いを具体的に記入してください。
- ・生産方法、素材の調達方法、流通方法について、その特長や他の商品との違いを具体的に記入してください。
- ・商標や特許など知的財産権を取得している場合は、取得している権利名とその取得に至った理由についても記入してください。

※第三者の認定する資格等（特許など）や、優良商品表彰歴等があれば、その証書のコピーを添付してください。

■商品の表・裏の印字されている文字が確認できる写真、および表示されている文字が読める表示ラベルを貼付してください。※チラシ、別途資料等の添付は不可。

⑭（商品写真貼付欄：表）

⑭（商品写真貼付欄：裏）

⑭（品質表示ラベル貼付欄）※ラベルがある場合は貼付してください。

3. 製造の概要

①製造の状況（製造方法、製造工程、記録等について説明してください。）	
（簡単な説明）	
（製造工程のフロー図）	
（製造工程の記録方法）	
<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程における記録があれば、その内容および保管方法について記入してください。 	
②衛生管理体制の状況（管理方法やトレーサビリティ、情報公開等の取組について記入してください。）	
<ul style="list-style-type: none"> ・品質を維持する（守る）ための生産、製造における管理方法について記入してください。 ・品質検査の種類および頻度について具体的に記入してください。 ・トレーサビリティ、情報公開など消費者に対して信頼性を確保するための取組を記入してください。 	
③賞味期限設定の根拠（設定の根拠となる内容について記入してください。）	
④危機管理体制の状況（苦情や事故対応など社内での責任体制について具体的に記入してください。）	
<ul style="list-style-type: none"> ・苦情、事故対応など安全に関する社内での責任体制（危機管理体制）について具体的に記入してください。 	
⑤従業員教育の状況（法令順守、衛生面、技能向上など社内における推進体制を記入してください。）	
<ul style="list-style-type: none"> ・社内で行っている従業員教育や、従業員が参加している外部の研修等について具体的に記入してください。 	
⑥使用原材料について、生産履歴、産地証明、原料製品の規格書等の情報の整備について（いずれかに○）	<ul style="list-style-type: none"> 1. 整備していない 2. 整備している
⑦使用している容器包装の素材・性能について製品規格書など説明できる情報について（いずれかに○）	<ul style="list-style-type: none"> 1. 持っていない 2. 持っている

※使用原材料についての生産履歴等や、容器包装の製品規格書などがあれば、その最新の情報についてコピーを添付してください。

4. 添付資料

- (1) 『いいモノさがし』認定に係る誓約書（様式2号）
- (2) 保健所が発行する食品営業許可書又はこれらに類するものの写し
- (3) 各種保険書等の写し
- (4) 対象品に関するリーフレット等

申請書と一緒に提出ください。

『いいモノさがし』認定についてのQ&A

●佐賀市民ではありませんが申請できますか？

申請については、市内に住所を有する農林漁業者「個人」「法人」又はそれらの者で構成された「生産者グループ」「団体」にお願いしています。

●認定対象は「商品」ですか？「個別事業者」ですか？

あくまで「商品」が対象となります。したがって、1事業者から何品でも申請することができます。ただし、1商品ごとに申請書を提出する必要があります。

●新規の商品については、申請できないのでしょうか？

『いいモノさがし』認定品は、市場の共感を得た、信頼性の高いものになるものと考えています。よって、市場に出てから一定期間（最低1年）を経過したものについて、申請できるものとしております。

●原材料が外国産のものについては申請できますか？

主な原材料の産地は佐賀市産の必要がありますが、それ以外の原材料については外国産であっても申請は可能です。ただし、審査時の評価が低くなる可能性があります。

●認定品の申請を考えていますが、商品の提供は求められますか？

『いいモノさがし』認定制度実施要綱第8条第3項により、商品見本を提供していただく場合があります。費用についても、ご負担をお願いします。

●認定審査にかける前に事務局で事務的審査が行われるのですか？

原則として申請されたものは全て認定委員会において審査の対象としますが、明らかに要件から外れているものについては、事務局の事前確認で選外とします。

●認定期間が終了するとそのまま延長されるのですか？

認定の有効期間は、認定のあった日から起算して3年となります。そのため、再度認定を受けようとするときは、有効期間満了の日の2ヶ月前までに『いいモノさがし』再認定申請書にて申請する必要があります。自動的に延長はされません。

『いいモノさがし』認定基準

『いいモノさがし』認定制度実施要綱第6条に規定する認定基準は下記のとおりとする。

	評価基準	評価項目
1	食品衛生法、県条例の許可を取得している。	保健所が発行する食品営業許可書を取得している。
		認定品の製造に該当する許可を取得している。
2	PL保険等に参加している。	PL保険、もしくはその他の任意保険に参加している。
3	JANコードを有している。	
4	表示等に関する法律に遵守している。	表示に誤りが無い。
		アレルギー表示に誤りが無い。
		使用している包材に識別表示がされている。
5	主な原材料の産地が佐賀市内である。	佐賀市産の原材料を割合として多く使用している。
6	最終加工場所、または製造場所が佐賀市内にある。	佐賀市内の施設で製造・加工している。
7	食品添加物は法令で使用が認められているもので、必要最小限の使用である。	食品添加物は、必要最小限の使用である。
8	衛生的な施設で加工・製造している。	製造の記録を取り、保管している。
		定期的な品質検査をしている。
		法令順守や衛生管理等の体制が整っており、実践されている。
		トレーサビリティ、情報公開など信頼性を確保する取組がある。
		商品の賞味期限設定の根拠が明確である。
		消費者からの苦情や事故対応など、社内での責任体制（危機管理体制）が整えられている。
		法令順守、衛生面、技能向上など従業員教育が行われている。
		使用する原材料について、生産履歴、産地証明、原料製品の規格書等の情報の整備がなされている。
使用している容器包装の素材・性能について製品規格書など説明できる情報を持っている。		
9	味や品質が認定品としてふさわしいもの。	デザインやネーミングに工夫や特長がある
		香り、色彩、質感の面で特筆すべきものがある。
		食味の面で特筆すべきものがある。
		品質（食べ易さ、保存性、栄養など）の面で特筆すべきものがある。
		生産（製造）技術、原材料、利用資材等において、こだわりやポリシーが認められる。
		第三者の認定する資格（特許）等を有している。
10	商品の販売実績が1年以上あり、今後、販売の拡大計画を有している。	安定した売上実績がある。
		商品を持続的に提供できる流通・販売体制を整えている、又はその予定がある。ただし季節限定品については、その供給時期において、流通・販売体制を整えている、又はその予定がある。
		今後の流通販売戦略が明確で、その実現性が高いと認められる。
		意欲や熱意を持って生産・製造、販売等を行っており、今後の事業展開に期待が持てる。